



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会社名 株式会社 いなげや
代表者名 代表取締役社長 成瀬 直人
(コード番号 8182 東証第1部)
問合せ先 専務取締役 藤本 勇
(TEL. 042-537-5111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 67 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 22 条（任期）につき所要の変更を行うものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第 2 項を削除するものであります。
- (2) 上記（1）の取締役任期短縮に伴い、機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とするため変更案第 43 条を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条および第 45 条を削除し、現行定款第 44 条について所要の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条第 2 項および第 38 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 29 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第21条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条～第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第30条～第37条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削 除)</p> <p>第7条～第20条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>第22条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第29条～第36条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 39 条～第 43 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 44 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第 45 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第 46 条 (条文省略)</p>	<p>第 38 条～第 42 条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第 43 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項の各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 44 条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>3. <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第 45 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 25 日 (予定)

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 25 日 (予定)

以 上